

平成 23 年度 (平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

平成 23 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

平成 23 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は、24 件でした。この中で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 6 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中です。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

平成 23 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 75 件で、条例の手続きは終了しました。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）が 1 件あり、適用しないこととしました。

★ みよし市まちづくり審議会の意見

平成 24 年 4 月 19 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成23年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書の提出がなされた件数	開発計画書の提出がされていない件数	取下げ
4	3	1	0

② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
24	21	0	3	0	44.1

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	0	0

③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況				協議後開発計画書の未提出	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
21	21	0	0	0	0	53.52

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	1	0

④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
21	6	0	0	15	239.33

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

(2) 特定開発事業（開発計画書の提出があった案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		1	2						3
住環境保全区域A・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域B									0
住環境保全区域B・教育環境保全区域			2						2
住環境保全区域C			2						2
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1						1
農業保全区域						1	1	1	3
自然保全区域									0
集落居住区域			2						2
教育環境保全区域									0
防災調整区域			1						1
指定なし			1	3	1		1	3	9
合計		1	12	3	1	1	2	4	24

※1：その他=診療所2、進入路整備2

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
75	75	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※2	合計
住環境保全区域A		29				1		1	31
住環境保全区域A・教育環境保全区域		18				1			19
住環境保全区域B			1						1
住環境保全区域B・教育環境保全区域					1	2			3
住環境保全区域C									0
住環境保全区域C・農業保全区域							1		1
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1						1
農業保全区域						1	1		2
農業保全区域・教育環境保全区域・防災調整区域							1		1
自然保全区域									0
集落居住区域				2	2	2		5	11
集落居住区域・教育環境保全区域		1							1
集落居住区域・防災調整区域								1	1
教育環境保全区域								1	1
防災調整区域					2				2
合 計		48	2	2	5	7	3	8	75

※2：その他=農業用倉庫、整体院、歯科医院、薬局2、資材置場、ガソリンスタンドの上屋、社会福祉施設

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
1	適用しない	保安林管理用道路整備工事	愛知県住宅供給公社